

# 平成28年度 日本語教育大会

平成28年8月27日(土)

## 外国人児童生徒等への教育支援の充実方策について

文部科学省初等中等教育局国際教育課

主任学校教育官 齋藤 潔



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 外国人の子供の公立義務諸学校への受入れについて

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

## 【参考】

日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法（平成18年12月22日法律第百二十号）

（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。（2～4項省略）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）

（昭和54年8月4日条約第6号）（抄）

第十三条

一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）（抄）

第二十八条

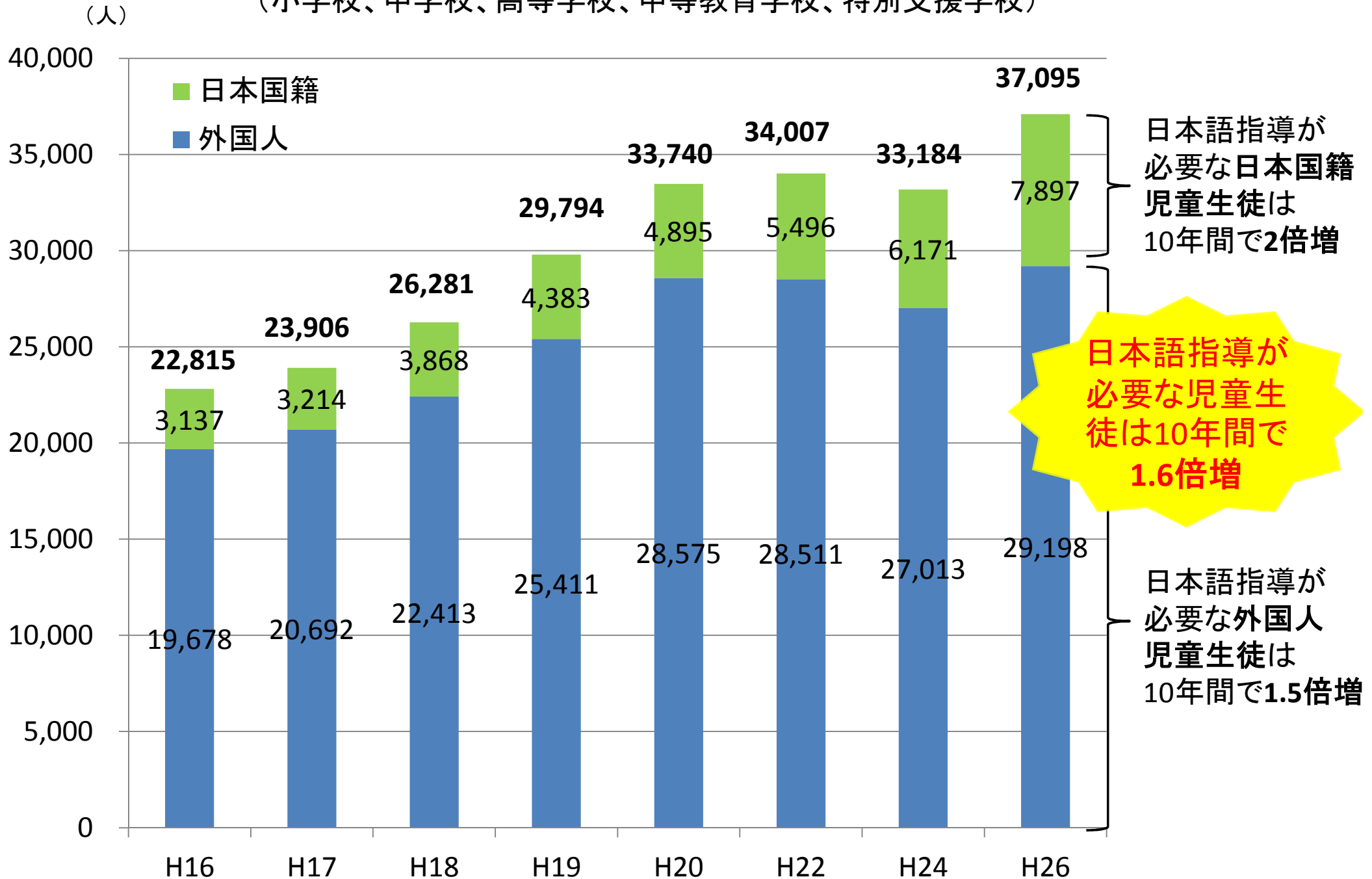
一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

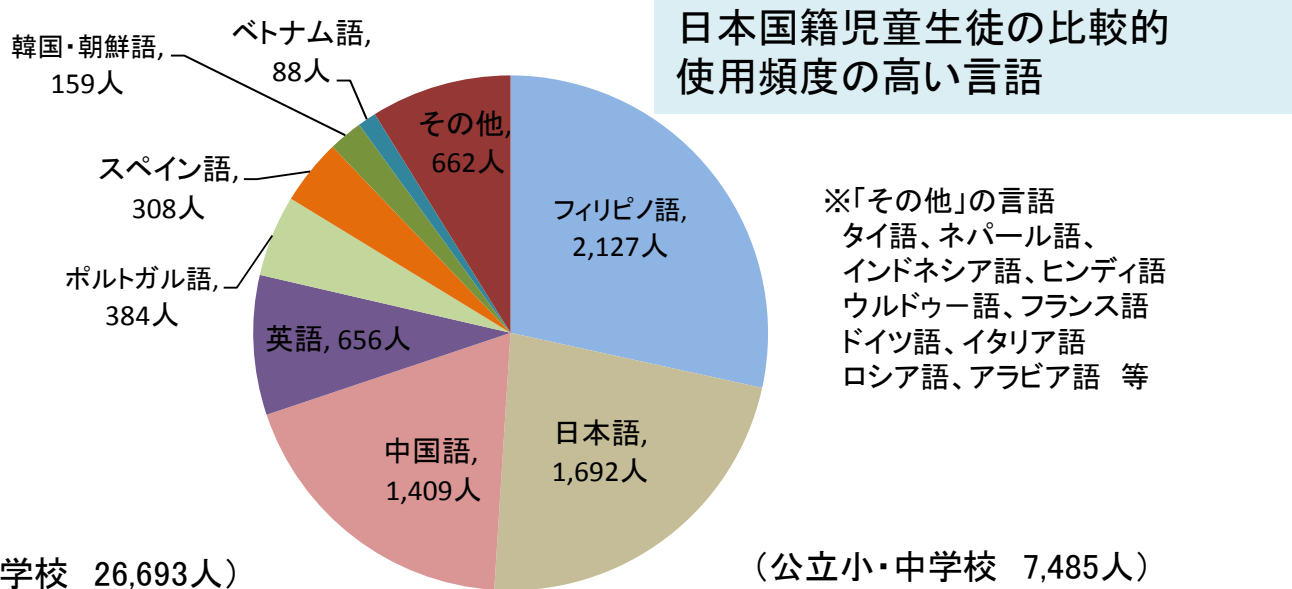
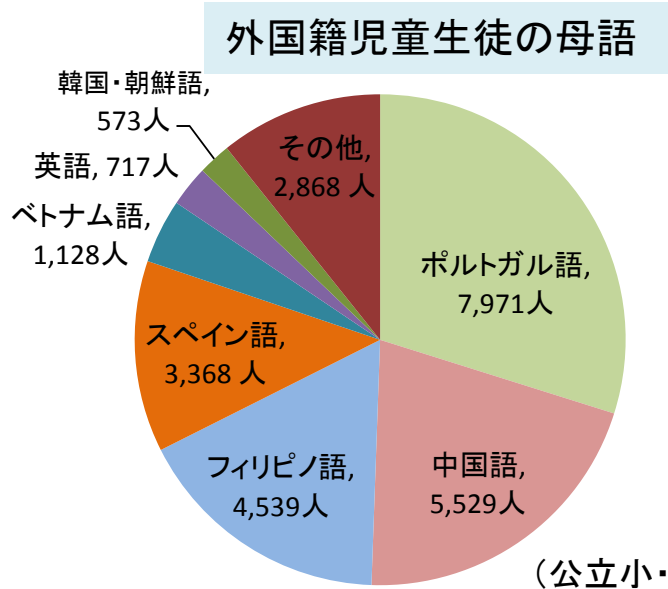
# 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移

(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)



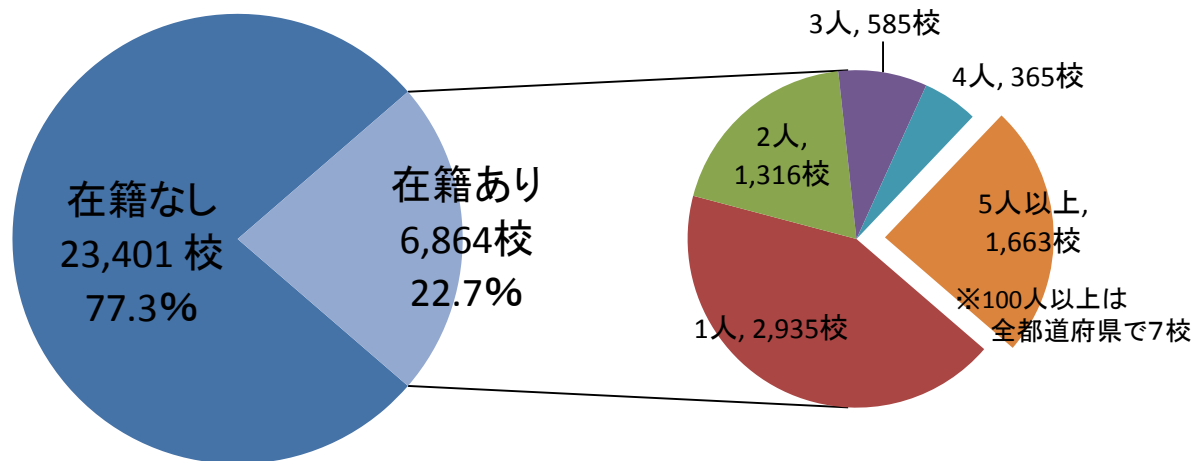
# 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状

## ① 日本語指導が必要な児童生徒が多様化している

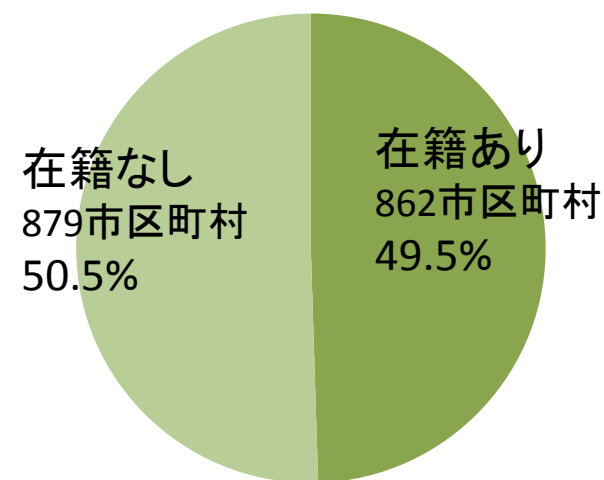


## ② 日本語指導が必要な児童生徒には集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数  
(公立小・中学校 30,265校)



公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数



# 文部科学省における帰国・外国人児童生徒等に対する支援施策について 1

## ○外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実のための教員配置

学級数等から算定されるいわゆる基礎定数とは別に、外国人児童生徒の日本語指導を行う教員を配置するための加配定数を措置。

平成28年度予算額: 児童生徒支援加配 8,767人の内数



## ○帰国・外国人児童生徒等教育推進支援事業

平成28年度予算額: 231百万円(前年度予算額: 211百万円)

(1) 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業[平成28年度実施自治体数61]

帰国・外国人児童生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各自治体が行う受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取組を支援する。

(2) 定住外国人の子供の就学促進事業(新規)[平成28年度実施自治体数14]

不就学になっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体の取組を支援する。

## ○日本語指導者等に対する研修の実施

独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭等の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。

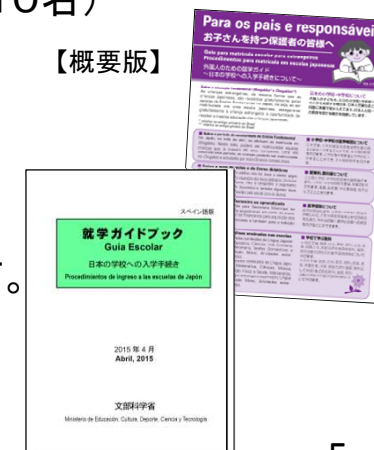
(年1回、4日間、定員110名)

## ○就学ガイドブックの作成・配布

公立義務教育諸学校への就学の機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブックをポルトガル語、中国語等7言語で作成(平成26年度改訂)。教育委員会・在外公館等に配布したほか、不就学となっている外国人の子どもの就学をより一層促進するため、法務省地方入国管理局において、「就学ガイドブック」概要版を配布。文部科学省ホームページにも掲載している。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm)

【概要版】



## ○日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施

有識者会議の意見を踏まえ、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について、学校教育法施行規則の一部を改正し、平成26年1月14日に公布、4月1日より施行。

## ○外国人児童生徒の総合的な学習支援事業(平成22～24年度)

1

### 『外国人児童生徒受入れの手引き』

～外国人児童生徒の体系的かつ総合的な受入れのガイドライン～

文部科学省HPリンク →[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm)

H23.3 配付

2

### 情報検索サイト「かすたねっと」

～教育委員会等作成の多言語文書や教材の検索サイト～

サイト リンク →[www.casta-net.jp/](http://www.casta-net.jp/)

H23.3 開設

3

### 『外国人児童生徒のためのJSL対話型 アセスメント～DLA～』

～日本語能力の把握と、その後の指導方針を検討する際の参考となるもの～

文部科学省HPリンク →[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm)

H26.3 配付

4

### 『外国人児童生徒教育研修マニュアル』

～教育委員会が研修会を計画する際の参考となるもの～

文部科学省HPリンク →[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/main7\\_a2.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm)

研修プログラム検索サイト →[http://crie.u-gakugei.ac.jp/jsl\\_search2/](http://crie.u-gakugei.ac.jp/jsl_search2/)

H26.3 配付



# 「特別の教育課程」の編成・実施

○ 平成26年4月1日より、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施を可能とした。

## 1. 制度の概要

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)及び指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

## 2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施  
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施  
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

## 3. 支援体制

国の施策



【設置者】・学校への指導助言・人的配置、予算措置・研修の実施 等  
 【学校】・学校教育への位置付け・指導計画の作成、指導、評価 等  
 【支援者】・専門的な日本語指導・母語による支援・課外での指導・支援 等

【「特別の教育課程」実施のために必要だと考える取組】—市町村教育委員会—



【左記児童生徒のうち、「特別の教育課程」による日本語指導を受けている者の割合(平成26年5月1日現在)】

	小学校	中学校
「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒数	5,281人	1,694人
日本語指導を受けている者のうち、「特別の教育課程」による指導を受けている者の割合	23.8%	20.9%
(参考)日本語指導が必要な者のうち、「特別の教育課程」による指導を受けている者の割合	21.3%	18.0%

出典: 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成26年度)」

# 学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）の概要

## 外国人児童生徒等教育の基本的な考え方

（平成28年6月 学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議）

- **多文化共生・異文化理解に基づく教育**の必要性と外国人児童生徒等教育の重要性
- 学校教育を通じた**円滑な社会への適応、経済的・社会的自立、グローバル人材育成**
- **国・自治体・学校・地域のNPOや大学等の適切な役割分担・連携**による指導・支援体制の構築
- 多様化する**児童生徒に応じたきめ細かな指導**、日本語指導、適応指導、学力保障等の総合的な指導の必要性
- 外国人児童生徒等の**ライフコースの視点に立った体系的・継続的な支援、ロールモデルの提示**
- 教員養成・研修を通じた**外国人児童生徒等教育を担う人材育成**

## 主な提言事項

1. 外国人児童生徒等教育の指導体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 「<u>拠点校</u>」等の事例・モデルの把握・普及。特に散在地域において、「<u>拠点校</u>」等を中心とした広域の指導・支援体制の構築を一層促進</li><li>◆ <u>日本語指導・教科指導・生活指導・支援員のコーディネート等の役割を果たす、外国人児童生徒等教育を担当する教員の配置の拡充</u></li><li>◆ <u>日本語指導支援員や母語による支援員となり得る地域の人材ネットワーク形成を促進</u></li><li>◆ <u>地域のNPO、大学、社会教育、福祉等の関係機関との連携・協働の促進</u></li></ul>
2. 外国人児童生徒等教育に携わる教員・支援員等の養成・確保	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修の<u>モデル・プログラムの開発・普及</u></li><li>◆ 初任者研修・十年研修・免許状更新講習等における外国人児童生徒等教育に関連する研修内容の充実</li><li>◆ <u>教職大学院等と連携した現職教員の専門性養成のための研修プログラム（履修証明等）の構築を促進</u></li><li>◆ <u>日本語指導や母語による支援を行う支援員に対し、学齢期の児童生徒の日本語・教科・生活指導上の基礎知識に関する研修機会の充実</u></li></ul>
3. 外国人児童生徒等教育における指導内容の改善・充実	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 専門的知識が十分でない学校・教員が「<u>JSLカリキュラム*</u>」による指導を行うため、<u>指針、手引き、教材等の必要な情報をパッケージとして提示</u></li><li>◆ <u>中学・高校段階における指導内容の検討（母語を介した教科指導、学び直しのための日本語・教科指導）</u></li><li>◆ <u>各学校で開発・蓄積された教材の共有・活用の促進（教材検索サイト「かすたねっと」の機能改善・強化）</u></li></ul>
4. 外国人の子供等の就学・進学・就職の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ <u>幼稚園・保育園等との連携による就学前からの日本語初期指導（プレスクール）等の取組推進</u></li><li>◆ <u>企業等と連携した外国人児童生徒等のための進路指導・キャリア教育・インターンシップ等の取組の推進</u></li><li>◆ <u>外国人児童生徒等が多数在籍の小・中学校においてイマージョン教育の検討等、外国人児童生徒等の個性を伸長するための特例的な学校の推進</u></li><li>◆ <u>SGHを活用した外国語による授業等によるグローバルリーダー育成のモデル校の推進</u></li></ul>

※日本語を第二言語とする児童生徒に対し、日本語と教科の統合的指導を取り出しで行い、授業に参加できる力を育成することを目的とするモデル・プログラム